

郵送による戸籍証明のとりよせかた

本籍のある市区町村役場に下記のことを封筒に入れてご請求ください。

① 戸籍関係郵送請求書

② 手数料

手数料は郵便局で扱っている定額小為替（無記名・発行6か月以内のもの）をお願いします。
必要以上の手数料が同封された場合、切手により返金することがあります。

③ 返信用封筒

返送先の住所・氏名を記入し、郵便切手を貼ってください。お急ぎの場合は速達料金を追加してください。

④ 本人確認書類の写し

- ・運転免許証、写真付きの住民基本台帳カード（両面コピーをお願いします）
- ・マイナンバーカード（顔写真の記載されている面のみコピーをお願いします）
- ・写真付きの証明書をお持ちでない方はお問合せください。

※ 戸籍に名前が載っていない方が請求する場合は、必要な戸籍と請求者本人のつながりを示す書類（必要な戸籍の構成員と請求者が一緒に記載されている戸籍の写し等）が必要です。

《 ご注意 》

- * 届き次第順次処理をしますが、発送は郵便事情により遅れる場合がありますのでご了承ください。
個人が請求された場合、誤配や行き違いを避けるため送付先は「**住民登録をしている現住所**」となります。上記④の本人確認書類については、「**現住所**」が記載されているものをお願いします。
また、添付していただいた**本人確認書類の住所**と**返信用封筒の送付先**が相違している場合、「**現住所**」が**確認できる書類**をさらに添付していただく場合もありますので、ご了承ください。
- * 請求内容に不備がありますと、請求書をお返しすることがあります。また、手数料・送料の立て替えはできませんので、不足の場合は返送されます。
- * 身分証明書・独身証明書は、本人以外の方が請求する場合は委任状が必要です。
- * 本人から委任されて第三者が請求をする場合は、必ず委任者が自署捺印した委任状（誰が誰に何を何通委任するか等、詳しく記入したもの）を同封してください。
- * 偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは、30万円以下の過料に処せられます。
（戸籍法第133条）

お問い合わせ先

☎ 297-0298

千葉県長生郡長柄町桜谷712番地
長柄町役場 税務住民課 戸籍係

☎ 0475-35-2113

よろしくお願いたします

